

「知らない」では済まされない
こんなに変わるグループ経営の課税

「グループ法人税制」の内容と対策

新たな課税！グループ企業に 新しい税の枠組み導入

平成22年度の税制改正で、新たな課税の枠組みが導入されました。グループ企業間の取引に対する課税方法で、「グループ法人税制」と呼ばれるものです。

この制度は今年10月以降に行われる、グループ企業間取引より適用されます。それも資本金の大小に関わらず、すべての法人に強制適用されるのです。この新制度は、課税にどんな影響をもたらすのか。グループとしてどのようなメリットが生まれるのか。グループ経営を考える経営者にとっては、「知らない」では済まされない制度となっています。

グループ法人税制で変わる グループ経営3つのポイント

グループ法人税制では、大きく3つの点で課税が変わります。1点目は、「グループ企業間で、一定の資産のやり取りをして、その課税は繰り延べになる」とです。これにより、グループ企業内において資産を適正に配分しやすくなります。あるべき資産をあるべき企業に配分することで、経営の効率化が図れます。

2点目は、「グループ企業間での配当については課税されないこと」です。配当金に課税されないため、1点目と同じく資産を適正に配分しやすくなります。

3点目は、「グループ企業間で資金を供与しても、受け取った側では課税されないこと」です。これにより、グループ企業内での資金支援が行いやすくなります。

グループ法人税制の 対象となるのは

グループ法人税制の対象となるのは、「100%グループ」内の法人間取引です。「100%グループ」とは、直接・間接的に100%の資本関係がある企業グループです。親会社の子会社の株式を100%保有しているケースがイメージしやすいでしょう。

グループ法人税制の 具体的内容

グループ法人税制の具体的な内容をまとめると、次の3点になります。

- 100%グループ法人間で、固定資産、有価証券、金銭債権または繰延資産を譲渡した場合、譲渡損益は譲渡した法人側で繰り延べることとなります。すなわち、グループ間での譲渡の損益に対しては課税を行わないこととなります。なお、事務手続きの煩雑性を考慮し、帳簿価額が1,000万円未満の資産の譲渡は、この制度から除外されています。土地については計上区分に関わらず、繰り延べの対象となります。そのため不動産業など土地を棚卸資産として管理している場合にも適用されるので注意が必要です。
- 100%グループ法人間で配当金の受払いがあった場合
100%グループ内の子会社が親会社へ配当を行った場合、改正前は受取配当金は親会社で一部課税されていました。今回の改正により、受取配当金は全額が益金不算入となり、課税されなくなりました。
- 100%グループ法人間で寄付があった場合
100%グループ法人間で寄付を行った場合、改正前は受け取った法人では全額が課税されていました。今回の改正により、寄付金の全額が益金不算入となり、課税されなくなりました。なお、寄付金を支出した側の法人では、取扱いに変更は生じていません。

グループ企業として 対応すべき実務の注意点

グループ法人税制が創設されたことにより、グループ間取引をより詳細に把握する必要があります。

- 100%グループ法人の把握
自社を中心にグループ法人税制の対象となる範囲を把握する必要があります。注意すべきなのは、親や配偶者、子供など親族が保有している法人も対象となる点です。
- グループ法人間取引の情報収集
グループ法人税制では、対象法人間での取引は通常の取引と異なる処理が必要で、お互いに情報を共有していなければ正確な処理ができないため、グループ法人間で情報共有の仕組みを構築する必要があります。

グループ経営のために 検討しておくべき課題

今回、「グループ法人税制」として強制適用となる制度が創設されました。このグループ法人税制により、グループ経営が加速することが想定されます。グループに対する税制としては、「連結納税」という制度がすでに創設・施行されています。連結納税制度は、任意選択の制度です。今後はグループ経営において、連結納税制度の採用も検討していくことが重要になっていきます。



執筆者
芝田 篤
しばた あつし

アクタスマネジメントサービス株式会社
アクタス税理士法人
シニアマネジャー／税理士

ベンチャー企業から上場企業の連結納税まで、税務会計を中心として経営全般に関するコンサルティングサービスを行う。相続税、譲渡所得税など個人の資産税業務についても多くの案件を手がけ、法人のみならず、経営者個人の財産も見極めたうえで包括的なタックスプランニングを提供している。

アクタスマネジメントサービス株式会社
創業／1989年 社員数／136名
業務内容／税務会計、国際税務、相続税、事業承継、企業再生、企業再編、証券化・流動化、経営指導、経理代行、人事労務コンサルティング、システムコンサルティング、人事労務アウトソーシング
URL／http://www.actus.co.jp
TEL／03-3224-8888
Mail／info@actus.co.jp

③ 経理担当者等への教育

経理の記帳代行事務等を顧問税理士に任せている中小企業は多いです。しかし、取引の相手先が親族の経営する法人かどうかまでは、顧問税理士では把握しきれません。また、自社で経理を行っている場合でも、取引の相手先がグループ法人税制の対象企業か否かで今後は処理が異なります。そのため、経理担当者に新制度に対する知識を身に付けるように教育する必要があります。

「知らない」では済まされない 経営者が知っておくべき 「グループ法人税制」とは

日時
2010年9月10日(金)
16時～17時30分 (受付:15時30分～)

会場
アクタスマネジメントサービス株式会社 セミナールーム
〒107-0052 東京都港区赤坂3-2-6 赤坂中央ビル7F

定員 料金
先着**20名** 無料

テーマ

平成22年度の税制改正で、新たな課税の枠組みが創設されました。いわゆる「グループ法人税制」です。この制度は、グループ企業に否応なしに適用される制度になっています。大企業も中小企業も関係なく、すべての法人が対象となります。

このセミナーでは、グループ法人税制の内容、そして対応しなければならない実務についてわかりやすく解説します。さらに、「今後グループ経営にあたって検討すべき課題」や「連結納税制度との関係」についてもお話しします。

グループ経営を考える経営者にとっては、「知らない」では済まされない制度です。ぜひ、この機会に奮ってご参加ください。

<今回のセミナーのポイント>

- 「グループ法人税制」の基本的な考え方
- 実務上の留意点
- 適用にあたっての対策
- 連結納税制度との関係

セミナー参加特典

セミナー終了後に無料相談会を開催します。グループ経営を行うにあたって現在抱えているお悩み、不安な点など、何でもご相談ください。

講師
アクタスマネジメントサービス株式会社 アクタス税理士法人

シニアマネジャー／税理士 芝田 篤 しばた あつし

セミナー実績
「中小企業会計実務指針の内容と対策」「グループ法人課税・連結納税制度の概要及び実務上の留意点」

申込方法
Webサイトからお申込みください
http://www.actus.co.jp
セミナーに関するお問い合わせ
Tel: **0120-459-480**
Mail: **seminar@actus.co.jp** アクタスマネジメント 検索